

監査公表第 2 号

平成 18 年 6 月 14 日付をもって請求のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査を行ったので、その結果を次のとおり公表します。

平成 18 年 8 月 11 日

桑名市監査委員 池田 勝 敏
桑名市監査委員 大橋 則 久

1 請求人
略

2 請求書の提出
平成 18 年 6 月 14 日

3 請求の内容（住民監査請求書の一部を除き原文のまま）
政務調査費の用途に関する桑名市職員措置請求書（住民監査請求書）
2006. 6. 14

【請求の趣旨】

第 1 状況や背景の説明

桑名市議会の会派「緑風・無所属クラブ」は、2006年1月16日に会派所属議員9名の氏名を記載した講演会のチラシ48, 550枚を新聞折込にて市内に配布した。同日、チラシで予告したとおりに入場整理券を、市役所、各地区市民センター、長島・多度総合庁舎、大山田コミュニティプラザの11箇所で、希望する市民に配布した。「緑風・無所属クラブ」は、2月1日桑名市民会館にて「あの世の妻へのラブレター」と題して永六輔講演会を開催した。入場無料の講演会には983名の市民が参加し、その経費1, 743, 204円を政務調査費から支出した。

第 2 支出の事実

出演料・交通費118万6千円、印刷・広告費42万円、会場使用料6万円、人件費（入場整理券配布・駐車場警備）3万7千円など総額1, 743, 204円を政務調査費から支出した。

第 3 支出の違法性

1. 事実の評価

(1)

①「あの世の妻へのラブレター」と題した永六輔講演会の講演内容は、良い医者を選ぶための助言などであり、市政に関する調査研究に資する研修会にはあたらない。

②講演会チラシに所属議員全員の氏名を記載して、2006年1月16日にA、B、C、Dの新聞に折り込み桑名市全域に48,550枚配布した。かつ、講演会の冒頭で所属議員9名が壇上に上がって挨拶をした点は、有権者に対するアピールであり、政治活動である。

③その上、市長が同席して激励したとなると、市長が応援していることを会場にいる有権者に印象付ける効果を期待したと考えるのが社会通念である。

④電子投票のPRを事務用品会社等の寄付行為に因って実施したが、これは単に自らの個別の政策のPRをしたに過ぎない。

以上の4点からこの講演会等の開催趣旨は、自らの会派に所属する自ら及び同僚議員を特別に宣伝もしくは応援するためであることは明白である。政治家が有権者に対して自己を表象することは、公職選挙法第201条の6第1項「ビラの頒布」「政策の普及宣伝」、「政談演説会」第201条11第1項「政策の普及宣伝」、「候補者の選挙運動のための演説」に規定する政治活動である。

(2) 3月29日付けで、その事務用品会社からB4用紙(500枚)を100冊印刷用インク6本を購入し、合計金額53,235円が代金として支払われている。このことを知る市民は殆どいない。

2. 違法であること

①「桑名市議会政務調査費の交付に関する条例」(以下、「本件条例」という)第1条には、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会の会派に対し政務調査費を交付する」、第5条には「市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない」と規定している。

この講演会は「市政に関する調査研究に資する」ものにあらず、単に政治活動である。政務調査費は政治活動には使用できないから本件条例に適合しない違法な支出である。

②講演会を無償で市民に提供したことは、参加者1人につき1,700円の寄附をしたことに相当する。公職選挙法199条2「公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者(公職にある者を含む。)は、当該選挙区(選挙区がない時は選挙の行われる区域。)内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない」に違反する寄附行為である。

③講演会のチラシにE販売(株)提供と掲載し、一連の行事として電子投票模擬体験を実施している。ところが、機材の借り上げ料や係員の人件費などE販売(株)への支払は無く、無償提供されたものと推測できる。この行為は、E販売から、当事者への寄附行為にあたり、それぞれの政治団体の政治資金収支報告書に記載されるべきものであるが、記載されていないと思われる。

第4 損害

この講演会開催に関しての支出は、本件条例の定める用途基準に違反する。よって、本件支出は法令の根拠を欠く不必要な支出であって、桑名市には負担する義務がないのにこれを負担したこと、は市の損害である。その損害額は1,743,204円である。

第5 請求人が監査委員に求める措置

1. 政務調査費から支出された金1,743,204円を当該の議員らが市に返還するよう勧告すること
2. そうでないなら、当該の講演会に出席した市長及び当該の支出の決済に権限を持って関与した職員が金1,743,204円を市に弁済するよう勧告すること

【請求者】 略

以上、法第242条第1項により、事実証明書を添えて、必要な措置を請求します。

2006年6月14日

三重県桑名市監査委員 各位

別紙事実証明書目録

- | | |
|------|---------------------------------------|
| 第1号証 | 平成17年度政務調査費収支報告書(緑風クラブ)の関連部分(桑名市情報公開) |
| 第2号証 | 講演会のチラシの写し |
| 第3号証 | 2006年2月3日のA新聞の記事 |

4 監査の通知

監査した住民監査の結果を次のとおり請求人宛てに通知した。

監 第 81 号

平成 18 年 8 月 11 日

略 様

桑名市監査委員 池田 勝敏

同 大橋 則久

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

平成 18 年 6 月 14 日付けで提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号 以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

第 1 請求の受理

1 請求書の提出

平成 18 年 6 月 14 日

2 請求の受理

本件監査請求は、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の所定の要件を具備しているものと認め、平成 18 年 6 月 16 日受理をした。

第 2 監査の実施

1 監査の期間

平成 18 年 6 月 15 日から平成 18 年 8 月 11 日

2 監査対象事項

監査請求書の内容、添付された事実証明及び請求の要件審査の結果並びに請求人の陳述などを総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

法第 242 条第 1 項に規定する請求の対象は、具体的な機関、または、職員の具体的な財務会計上の行為、または、怠る事実に限られる。と言う趣旨から判断すると請求書中、第 3 支出の違法性の「1 事実の評価 (1) ①」と「2 違法であること①」及び第 4 損害に記述されている内容から「桑名市議会の会派「緑風・無所属クラブ」（現緑風クラブ 以下「緑風クラブ」という。）」が平成 18 年 2 月 1 日、桑名市民会館で開催した永六輔講演会の講演内容が「桑名市議会政務調査費の交付に関する条例」（平成 16 年条例第 200 号 以下「条例」という。）の趣旨にある市政に関する調査研究に資するための研修会にあらず、その講演会に政務調査費から支払われた

総額 1,743,204 円は違法な支出である。」と整理し、これを監査の対象とした。

なお、第 3 支出の違法性「1 事実の評価 (1)②から④、(2)」「2 違法であること②、③」については、請求書の内容及び請求人の陳述から判断すると、上記法の趣旨にあてはまるとは言い難く、いずれも住民監査請求として馴染まないことから今回の監査の対象から除いた。

3 監査委員の除斥

議会選任の江上元一監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により監査から除斥した。

4 実施した監査の概要

(1) 請求人の陳述等

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 18 年 7 月 5 日に新たな事実を証明する書類の提出と陳述の機会を設けた。

新たな事実を証明する書類の提出はなかった。

(2) 監査対象部局

対象部局を議会事務局とし、平成 18 年 7 月 7 日に議会事務局長、書記(2 名)から資料の提出を求め事情聴取を行った。

(3) 関係人調査

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 18 年 7 月 7 日、緑風クラブ会長他 2 名の所属議員から事情聴取を行った。

第 3 監査の結果

1 事実の確認

ア 政務調査費について

政務調査費の交付制度は、法第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、平成 16 年 12 月 6 日施行された条例により、桑名市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派(所属議員が 1 人の場合も含む。)に対し交付されている。

イ 政務調査費の使途基準について

政務調査費の使途基準については、条例第 5 条及び平成 16 年 12 月 6 日施行された「桑名市議会政務調査費の交付に関する規則」(以下「規則」という。)第 6 条の別表において次のとおり規定されている。

条例第 5 条(使途基準)

会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

別表（第6条関係）

項目	内容
研究研修費	会派が研究会、研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属する議員等が他の団体の開催する研究会、研修会に参加するために要する経費（会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、旅費等）
調査旅費	会派の行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（交通費、旅費、宿泊費等）
資料作成費	会派の行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費（印刷製本代、翻訳料、写真の現像・焼付等）
資料購入費	会派の行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞、雑誌購読料等）
広報費	会派の調査研究活動、議会活動及び市の政策について住民に報告し、PRするために要する経費（広報紙、報告書印刷費、送料、会場費等）
広聴費	会派が市政及び会派の政策等について、住民の要望、意見を聴取するための会議等に要する経費（会場費、印刷費、茶菓子代等）
人件費	会派の行う調査研究活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	会派の行う調査研究活動のために必要な事務に要する経費（会派控室で使用する事務用備品、備品の修繕代、通信運搬費、リース代等）

ウ 講演会開催とその経費

講演会は平成18年2月6日チラシ、ポスターに記載のとおり、桑名市民会館に983名の入場者を得て催された。

その経費は、1,743,204円で、その内訳は、添付の事実証明平成17年度政務調査費収支報告書(緑風クラブ)関連部分から市民会館使用料21,600円、講師講演料及び諸経費1,186,255円、市民会館諸費用38,990円、講演会チラシ印刷代304,500円、講演会新聞折込料117,249円、入場整理券配布アルバイト料15,000円、生花31,500円、消耗品(紙代)4,220円、写真代(電子投票)1,840円、交通整理ガードマン22,050円である。

2 監査対象部局（議会事務局）の説明

現在の地方公共団体の施策は、市民ニーズの多様化と相まって、複雑・多岐にわたっており、議員は市民の負託にこたえるため、市政に関する諸制度あるいは県

政及び国政の動向に対する広域的かつ専門的な知識を必要としている。議員は、これらに対する絶え間ない調査研究活動が要請されているため、法の規定に基づき、市が条例を制定し、議員が調査研究を行うために必要な経費の一部として、会派に対し政務調査費を交付するもので、地方議会の長年の要望が実現したものである。

制定の背景には、昭和 22 年に新しい地方議会制度が発足し、それから約 50 年余りを経過し、社会情勢の激変や市民ニーズの多様化に対応する措置として条例による議員活動費の支給を求めたものである。

近年、行政の高度化、専門化などの進展に加え、地方分権の流れの中で議会の役割がますます重要となっており、議員には今まで以上に広範な情報と知識の習得が求められている。

そのために政務調査費が制度化されたものであり、その活用によって得られたものは決して議員個人の財産ではなく、市民共有の財産であり、議会活動を通じて市民に還元されるものであると解する。

本制度の趣旨は、本来の目的に沿って、どのような方法で調査研究するかについて会派等の自主的な判断を尊重しているもので、明白に調査研究活動と認められないものを除き、広範な裁量が認められている。

そこで使途の範囲は、条例に基づく規則で大枠が規定され、それには現在問題となっている事項、問題となることが予想される事項等について、市民や知識経験を有する者から意見を聞くために使用するとか、現場を見るための諸費用に使用するとか、行政事務についての情報入手に用いるなどである。本来議会の機能の 1 つである監視機能の強化に繋がるものに使用すべきであると考ええる。

なお、地方議会については特に使途の透明性を確保することが求められていることから、条例第 7 条において収支報告書の提出時には、領収書等の証拠書類等を義務付けし、その使途の透明性が確保されているものと考ええる。

事務局としては、条例の趣旨を充分遵守し、迅速な事務処理を行い、事前に相談があれば助言を行うとともに市民の理解を得られるよう使途の透明性の確保に努めている。

3 関係人調査（緑風クラブ）による説明

講演会について

講演会は、2 年毎に開催し、今回で旧市での開催を含め 3 回目である。1 回目は、平成 13 年 9 月福祉関係大学教授の講演「介護保険の現状と今後の見通し」、と自治体首長の講演「これからの福祉」及び講演内容についての質疑を、2 回目は、平成 15 年 10 月著名人による講演「楽しい高齢化社会の生き方」を市民とともに聴き研修の機会とした。

今回は、全国的に名声があり人の心のケアやすばらしい視野を持った永六輔氏を招き緑風クラブ議員と市民の皆さんと医療・福祉問題の講演「あの世の妻へのラブレター」を聴き研修の機会とした。

これと同時に市民会館ロビーにおいて一部自治体で執り行われている電子投票の疑似体験をしてもらい、電子投票に関するアンケート調査を行った。

4 監査委員の判断

1) 結論

今回の緑風クラブが開催した講演会に対する政務調査費での支出は、請求人の主張する違法な公金の支出とは言い難く、請求に理由が無いものと認める。

2) 理由

政務調査費は、条例第1条（趣旨）に「桑名市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。」同第5条（使途基準）に「会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。」と規定されている。

規則第6条にはその使途基準が別表に定められているが、使途基準の別表には項目・内容について具体例が少なく、講演会については特に記載されていないものの、今回を含む講演会は、政務調査費の交付に関する条例が旧桑名市において施行されてから隔年度で開催されており、そのいずれもが福祉関係施策の充実に向けてという福祉関係のテーマを基本に継続的に実施されているところである。

本来ならば緑風クラブの調査研究のため議員のみで行うところ、折角の機会でもあり、多くの市民にも呼びかけ、少しでも日常生活で生かされることのヒントにつながればという思いからのものであると推察できる。

また、併せて同日同会場において電子投票の疑似体験を行い、363名に疑似体験アンケートを実施、回収し、問題点等の分析を行ったことが政務調査費報告書に添付されている。

このことから、その使途基準が会派等の自主的な判断に委ねられているところではあるが、例えば「政党活動、選挙活動、後援会活動、私的活動、レクリエーション等の経費、議員事務所運営経費などは支出の対象にならない。」等明白に調査研究と認められないものを除き広範な裁量が認められているところである。

故に今回、請求のあった講演会に関する一連の経費 1,743,204 円は、調査研究に資するために必要な経費の一部と考えられ、違法な支出とはいえず、市に損害を与えたと言い難いと判断する。

今後とも政務調査費の使途については、交付の趣旨を十分に勘案され、市民の関心も高いことから議会、担当所管ともども市民の信頼を損ねることのないよう慎重に取扱われるよう要望します。